



# 教員免許状の更新の流れ（栄養教諭向け）

免許状更新の流れは、大まかに以下の流れとなっています。

## ◆ 旧免許状所持者の場合 ◆

持っている免許状の  
修了確認期限を確認する

ホームページ等で免許状更新講習の  
開設情報をチェックし、申し込む

免許状更新講習を受講する  
・必修領域 12時間以上  
・選択領域 18時間以上

講習の開設者から  
**履修（修了）証明書**の送付を受ける

勤務先が所在する都道府県教育委員会に  
修了確認期限の**2か月前までに**  
**更新講習修了確認の申請を行う**

都道府県教育委員会から  
更新講習修了確認証明書の送付を受ける

次の修了確認期限まで  
持っているすべての免許状が有効となる

免許状更新講習は、大学等で開設されています  
文部科学大臣の認定を受けた免許状更新講習は文部科学省HPで確認可能です  
文部科学省のHPでは申し込み手続きはできません  
ので、手続き等詳細は各開設者のHP等をご確認ください

選択領域の講習を選ぶ際には、「栄養教諭」を対象とした講習を18時間分選択する必要があります  
「教諭」もしくは「養護教諭」のみを対象とする講習を受講しても更新手続きができません  
必ず文部科学省HPに掲載している一覧で、「対象職種」を確認してください

大学等から送られてくる証明書には2種類あります  
・**修了証明書**:必修12時間以上、選択18時間以上を含む、あわせて30時間以上の講習の修了を一括で証明する場合  
・**履修証明書**:上記以外の場合。複数大学で分けて講習を受講した場合などに発行される

履修（修了）証明書が送られてくるだけでは、免許状の更新は終了しません。  
大学から送付されてきた証明書を添えて、各都道府県教育委員会に申請を行ってください。  
(指定の様式等、手続きの詳細は教育委員会にお尋ねください)

## ◆ 新免許状所持者の場合 ◆

持っている免許状の  
有効期限を確認する

ホームページ等で免許状更新講習の  
開設情報をチェックし、申し込む

免許状更新講習を受講する  
・必修領域 12時間以上  
・選択領域 18時間以上

講習の開設者から  
**履修（修了）証明書**の送付を受ける

勤務先が所在する都道府県教育委員会に  
有効期間満了日の**2か月前までに**  
**有効期間更新の申請を行う**

都道府県教育委員会から  
有効期間更新証明書の送付を受ける

更新を申請した免許状の  
有効期限が更新される

2年2か月前〜2か月前までの間  
修了確認期限の間

2年2か月前〜2か月前までの間  
有効期限満了の日から